

重点分野雇用創出事業の概要について

介護、医療、農林等の重点分野における雇用の創出を図る。

【実施期間】・H22年度～H24年度

【対象分野】・介護、医療、農林、環境・エネルギー（※1）、観光、地域社会雇用（※2）、教育・研究の7分野に加え、県において4分野を追加設定可能（※3）
ただし、未就職卒業者を対象とする事業については、重点分野に限定することなく実施が可能

※1 草刈り・清掃・剪定等の環境美化学業を除く。

※2 社会的課題に取り組むNPO、企業等を委託先として実施する地域再生・街づくり、保育、教育・人材、起業支援、雇用支援等の生活関連サービス分野の事業

※3 本県では、次の4分野を追加設定
「産業振興・情報化」「地域・文化・スポーツ振興」「福祉・健康」「治安・防災」

【実施要件】・新規雇用の失業者の人件費割合が委託費の1/2以上

・雇用期間は1年以内（更新不可）

また、新規雇用する労働者の雇用・就業期間が6か月以内である場合には、1回に限り更新を可能。

・同一の者が複数の緊急雇用創出事業に従事する場合、通算した雇用・就業期間は1年以内

ただし、新たに介護分野の事業に従事する場合には、通算雇用期間制限の1年間を超えて、さらに1年間雇用することが可能

また、上記にかかわらず、震災による被災失業者である場合は、2回以上の更新が可能

・40歳未満の年齢制限を設けての求人募集が可能

・原則として、民間企業、NPO等を活用することとするが、事業の性格や地域の実情等から、より効果的・適切に事業を実施することができる場合などには、直接実施することも差し支えない。

・未就職卒業者の雇用に配慮すること

・県・市町村が実施する新たな事業であること

・建設・土木事業でないこと

・新規雇用する予定の労働者の募集にあたっては、ハローワークへの求人等募集の公開を図ること 等

【規模等】・基金積立総額 地域人材育成事業と合わせて54億円